

1. 学校法人会計について

学校法人は教育研究活動を第一の目的とし、経費の大部分を学生からの学費や税金を原資とした補助金で賄っているため、極めて公共性の高い法人といえます。

その公共性の高さから、企業が営利を主たる目的とするのとは異なり、学校法人は利益の獲得を目的とすることはありません。

そのため、学校法人会計では損益の計算・把握は目的とはならず、収支の均衡の状態および財政状態を正確に把握し、公共性の高い法人として永続的な発展を図ることが主な目的になっています。

2. 基本金について

学校法人が教育研究活動を行っていくためには資産（校地・校舎・機器備品・現金預金）の維持・充実が必要不可欠です。

そのために必要な金額を教育研究計画に基づき、負債とならない学校法人全体の収入の総額（以下、事業活動収入）から組入れたものが「基本金」です。

「基本金」には以下の4種類があります。

| | |
|--------|---|
| 第1号基本金 | 自己資金で取得した固定資産の額 (校地、校舎、機器備品、図書等の固定資産として保有) |
| 第2号基本金 | 将来、固定資産を取得するために事前に留保した資産の額 (現金預金、有価証券等の引当資産として保有) |
| 第3号基本金 | 基金として継続的に保持・運用する資産の額 (現金預金、有価証券等の引当資産として保有) |
| 第4号基本金 | 学校法人の円滑な運営に必要な運転資金として保持する資産の額 (現金預金、有価証券等の引当資産として保有) |

3. 計算書類について

① 資金収支計算書

資金収支計算書は当該会計年度の諸活動における全ての収入と支出を明らかにして、支払資金の顛末をあらわす計算書です。

この計算書の特徴は、収入と支出を全て現金預金で行われたものとみなして表示し、実際には当該年度の現金預金の収支ではない期末未収入金、前期末前受金、期末未払金などを資金収支の調整勘定として差引調整計算することで期末現金預金残高を翌年度繰越支払資金として表示する所に特徴があります。

② 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は当該会計年度の活動に対応する「事業活動収入」および「事業活動支出」の内容と、基本金組入後の均衡の状態を明らかにする計算書類です。

この計算書で用いられる「事業活動収入」とは学校法人の負債とならない収入であり、

学校会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料

「事業活動支出」は実際には現預金の支出を伴わない減価償却額や退職給与引当金繰入額などを含めた金額となります。

③ 貸借対照表

貸借対照表は、当該年度末時点での資産・負債・基本金・繰越収支差額の内容を明確にし、学校法人全体の財政状態を把握することを目的としています。